

平成 29 年 3 月 17 日
記者発表資料

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果を公表します

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、神奈川県が所管する区域にある要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の一覧を公表します。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市の区域は、所管行政庁である各市が公表します。

1 耐震診断結果の概要

公共・民間 の別	用途	棟数	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性			耐震改修 工事中
			高い	ある	低い	
公 共	劇場	3			3	
	ホテル・旅館	2			2	
	庁舎	2	1		1	
	小中学校等	78			78	
	小計	85	1		84	
民 間	病院	2		2		
	店舗	4			4	
	ホテル・旅館	14	5	1	7	1
	小中学校等	2			2	
	工場	3	2	1		
	小計	25	7	4	13	1
合 計		110	8	4	97	1

耐震診断は、震度6強から7程度の大規模の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性を評価するものです。

震度5強程度の中規模地震に対しては、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限り、損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

2 耐震診断結果の公表方法

神奈川県ホームページ: <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f536327/>

(耐震診断結果一覧を掲載)

窓口: 県土整備局建築住宅部建築安全課(横浜市中区日本大通1 新庁舎 11階)

3 今後の取組

公表した建築物のうち、耐震性が不足している建築物の所有者に対しては、耐震化に向けた取組を進めるよう、引き続き、指導や助言を行います。

なお、公表内容は耐震改修等の実施に関する所有者からの報告をもとに随時更新します。

【参考】要緊急安全確認大規模建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、昭和 56 年 5 月末日以前に建築された不特定多数の方や避難上、特に配慮を要する方が利用する建築物で大規模なもの等(要緊急安全確認大規模建築物(1))の所有者に対して、平成 27 年 12 月末を期限として、県など、同法を所管する行政庁への耐震診断結果の報告を義務付けました。

また、報告を受けた所管行政庁は、当該結果を建築物の用途ごとに一覧に取りまとめた上で公表することとされています。

1 対象となる主な用途と規模等は下表のとおり

用途		階数	延床面積等
不特定多数の方が利用する建築物	病院、劇場、店舗、ホテル、庁舎等	3 以上	5,000 m ² 以上
	体育館	1 以上	
避難上、特に配慮を要する方が利用する建築物	老人福祉センター等	2 以上	5,000 m ² 以上
	小中学校等		3,000 m ² 以上
	幼稚園等		1,500 m ² 以上
工場等の一定量以上の危険物を取り扱う建築物		1 以上	5,000 m ² 以上で、敷地境界線から一定距離以内にあるもの。

問合せ先

神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課

課長 酒井 電話 045-210-6250

建築安全グループ 田口 電話 045-210-6257